

条例公示第 15 号

海外開教推進資金に関する特別措置条例を次のように公示する。

2025年6月27日

宗務総長	木	越	渉
参 務	古	賀	堅 志
参 務	長	峯	顕 教
参 務	佐々木		高
参 務	轡	田	普 善
参 務	山	田	孝 彦

海外開教推進資金に関する特別措置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、海外の開教区における開教の推進に必要な資金を管理するための特別措置について定める。

(海外開教推進資金)

第2条 前条の資金は、海外開教推進資金（以下「開教資金」という。）といい、外貨建の保管金として別途にこれを経理する。

(指定寄付金の採納)

第3条 第1条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例（1988年条例公示第1号。以下同じ。）第2条及び第26条の規定にかかわらずこれを採納し、開教資金に繰り入れるものとする。

(利息の処理)

第4条 開教資金から生じる果実は、これを開教資金に繰り入れて処理しなければならない。

(開教資金の使用)

第5条 開教資金を使用するときは、一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

第6条 開教資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

第7条 開教資金の経理の方法は、会計条例第44条の規定による。

附 則

- 1 この条例は、2025年6月30日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に保管している外貨の金員及びその果実は、開教資金に収納するものとする。